# 「精神障害者保健福祉手帳」で利用でき

障害者手帳には「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」があります。

若年性認知症の診断を受けた人で日常生活または社会生活の支障をきたしている場合は「精神障害者保健福祉手帳」を申請できます。 身体症状が合併し機能低下が出ている方は「身体障害者手帳」の申請をすることができます。初診から6か月経過していることが要件です。また、すでに障害年金を受けている場合は年金証書と写真で手続きできます。



#### 精神障害者保健福祉手帳の等級 表のような等級が判定されます

等	級	状態程度					
1	級	日常生活をひとりで送ることが極めて難しく、常時介助が必要な状態					
2	級	必ずしも常時介助を必要としないが日常生活が困難な状態					
3	級	一部介助を必要とし日常生活や社会生活が制約される状態					

### 申請の手続き

申請窓口:居住区の区役所保健福祉課

- ①申請には精神障害者保健福祉手帳の申請書、手帳申請用の医師の診断書のほか、本人の写真、個人番号が分かる書類及び身元確認のできる書類が必要です。
- ②提出方法:基本的には区役所保健福祉課になりますが、代理申請や郵送での提出も可能です。
- ③「精神障害者保健福祉手帳」の申請と併せて「自立支援医療費(精神通院医療費)の支給認定を受けることができる場合があります。(17ページ参照)
- ④等級変更: 障がいの程度が変わったと思われる場合は、有効期限内でも障害等級の変更申請ができます。 新規申請と同様の手続きを行ってください。
- ⑤おおよそ1~2か月で交付されます。有効期限は2年間、期限の3か月前から更新申請手続きができます。

#### ひとくち **ののの**のの

- ●医師に診断書を依頼する際、病院に医療相談室の相談員がいる場合は相談員 の方に診断書の依頼について相談すると良いでしょう。
- ●診断書には本人の日常生活の支障がどの程度かが問われます。自宅における 生活の様々な支障について、メモに書いて医師に伝えましょう。

# わたしの体験

- ●若年性認知症の夫と共に、市内の美術館や動物園に行った際に手帳を活用しました。付き添い者として私も無料になり、入館料が助かりました。京都に旅行した際もお寺の拝観料が半額になりました。
- ●要介護5の妻を毎日デイサービスに送迎するのに、「精神障害者手帳」1級により自宅と施設の前の「駐車禁止帯」に車を止める許可証をもらい、大変助かっています。また、所得税・住民税の障害者控除や送迎に使用する自家用車の自動車税非課税、通院医療費の1割負担など経済的にも助かります。
- ●僕は57歳、就労できなくなり今は週3回デイケアに通っています。「精神障害者手帳」3級ですが、地下鉄料金の助成は大変助かっています。

介護保険

就労支援

支援事業の

# 精神障害者保健福祉手帳

# る制度・サービス

# 精神障害者保健福祉手帳で利用できる主なサービス

障がい者対象の各種サービス		1級	2級	3 級	備考
重度心身障害者医療費助成		0	•		所得制限あり
後期高齢者医療制度		0	0		65 歳以上で一定の障がいのある方
携帯電話の基本係	携帯電話の基本使用料等割引		•	•	各携帯電話会社にお問い合わせください
	特別障害者控除	0	•		
所得税	障害者控除		0	0	
	特定増改築等に係る特別控除	0	0	0	
	非課税	0	0	0	所得制限あり
住民税	特別障害者控除	0			
	障害者控除		0	0	
+D(+TV	特別障害者控除	0	•		
相続税	障害者控除	•	0	0	
<b>哈 广</b> 14	特別障害者に対する非課税	0			
贈与税	特定障害者に対する非課税		0	0	
軽自動車税(環均	軽自動車税(環境性能割・種別割)		0	0	障害者と生計を同じくする方が専らその方 のために使用する場合も可
自動車税(環境性	自動車税(環境性能割・種別割)		0	0	
			0		福祉乗車証、タクシー券年 39,000 円分、 ガソリン券 30,000 円分のいずれか
公共交通機関の交通費助成				0	サビカへのチャージ年 52,000 円分、タクシー 券 年 13,000 円 分、 ガ ソ リ ン 券 10,000 円分のいずれか
タクシー料金福祉	止割引制度	0	0	0	一部
バス・市営交通の	D運賃割引	0	0	0	一部(ばんけいバス、市営交通)
航空料金割引		0	0	0	
JR 旅客運賃割引	JR 旅客運賃割引		0		2025 年 4 月より利用
駐車禁止除外指定車の標章		0			
紙おむつ支給		0			
市営住宅抽選優遇制度		0	0	0	
NHK放送受信	全額(所得 制限有り)	0	0	0	
料の減免	半額(世帯主に限る)	0			
					・ 市障がいのある方のための福祉ガイドより抜粋

自動車運転

# 障害年金・特別障害者手当について教えて

# 障害年金について

# ●障害年金とは

傷病によって障がい状態になった場合、障がいの程度と一定の要件によって、障害年金を受給できます。 障害年金には①国民年金の障害基礎年金 ②厚生年金の障害厚生年金があり、窓口は、①は年金事務 所、街角の年金相談センター、区役所 ②は年金事務所、街角の年金相談センターとなります。

/// I=3/3-2   ==10:3/ ==2		1 = 10 = 10 = 10 = 10	
初診日に加入していた年金	障害年金の区分	年金支給額(2024年度の場合)	
国民年金	障害基礎年金1級	1,020,000円【1,017,125円】+子の加算	
	障害基礎年金2級	816,000円【813,700円】+子の加算	
	障害厚生年金1級	報酬比例年金額×1.25倍 +配偶者加給年金額(234,800円)	
厚生(共済)年金	障害厚生年金2級	報酬比例年金額 +配偶者加給年金額(234,800円)	
	障害厚生年金3級	最低保障年金額(612,000円【610,300円】)	

- ※【】内は昭和31年4月1日以降生まれの方の額です。
- ※障害厚生年金の1.2級は障害基礎年金が加算されます。
- ※金額は変動する可能性があります。
- ※初診日に共済組合に加入していた場合、窓口は加入していた共済組合となります。

# ●申請の要件は

- 1. 障がいの原因となった傷病の初診日(初めて医師の診察を受けた日)から1年6カ月経過していることが原則です。
- 2. 初診日の時点で公的年金に加入し、前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないことなど。
- 3. 障がいの程度が一定の基準以上の状態にあること。

障害等級	障害の程度
1級	日常生活が他人の助けを借りないとできない状態
2級	日常生活もかなり難しく、働くことができない状態
3級	日常生活に支障があり、労働にも制限が必要な状態

※3級は障害厚生年金のみ

# ●障害年金の申請手続きは

- 1. 障害年金の手続きにはいろいろな情報が必要です。窓口にあらかじめ障害年金の手続きについてきちんと相談してアドバイスを受け手続きするとよいでしょう。 相談には年金手帳または基礎年金番号通知書、就業歴、受診歴、病状の経過などのメモを持っていくとよいでしょう。
- 2. 初診日に該当した医療機関の「初診日証明書」、認知症の主治医の「診断書」が必要です。医師には病状だけでなく、日常生活で単身を想定して困ること、できないことなどの状態を伝えましょう。 診断書は精神・神経障害の診断または治療に従事している医師であれば記入可能です。
- 3. 所定の「申立書」は、診断書をもらってから書くとよいでしょう。病気の治療経過や日常生活状況を書き添えることで審査の参考になります。その際、診断書などに書かれている日付との不一致がないか気をつけましょう。提出する前に、書類はコピーして保存しておくとよいでしょう。
- ◆ 審査結果の通知まで数カ月かかります。障害年金は非課税扱いです。偶数月毎に指定金融機関の□座に振り込まれます。
- ●街角の年金相談センター札幌駅前 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目1 札幌時計台ビル4階 Tel 011-221-2250
- ●街角の年金相談センター麻生 〒001-0038 札幌市北区北38条西4丁目 Tel 011-708-7087

障害年金

# た 根 市 の

●国民年金保険料の免除

障害年金1·2級の受給者については、「国民年金」の保険料が法定免除されますので、年金証書を持参して年金事務所または区役所で免除申請の手続きをしましょう。

# 60歳、65歳になったら忘れずにチェックしましょう!

本人または配偶者が満60歳、65歳になると、年金や医療保険等の変更が必要となる場合があります。 ほとんどの場合は自己申請なので、時期を逸して不利益にならないようあらかじめチェックしておきま しょう。

# ●年金受給について

- 1. 国民年金·厚生年金の受給権者が満60歳に達すると老齢基礎年金の受給開始年齢に達する前に老齢基礎年金の繰り上げ支給を申請することができます。しかし、繰り上げをしてしまうと「障害年金」の請求ができないことがあるので注意が必要です。もし現在、認知症と診断されていて障害年金を受給する必要がない場合でもその後症状が進行して必要になる場合を想定して慎重に判断しましょう。
- 2. 障害年金の請求は、原則初診日が65歳誕生日の2日前までにあることが要件です。請求自体は65歳過ぎても行えますが、その初診日から1年6ヶ月が経過した時点において障害認定基準が該当する障害状況にあることが前提です。また、65歳以降に初診日があって65歳以上70歳未満の厚生年金被保険者であれば障害厚生年金のみ受給できる場合があります。
- 3. 「障害年金」受給者が満60歳に達した時点で、「障害年金」を継続するか、「国民年金」「厚生年金」等有利な方を選択することができます。「障害厚生年金」の3級以外はほとんどの方は「障害年金」の方が有利ですが、双方の支給額を確認しましょう。
- 4. 障害年金1、2級の受給者が満65歳時点で、老齢厚生(退職共済)年金の受給権者である場合、障害基礎年金と老齢厚生(退職共済)年金を併給する選択ができます。受給者にとって有利な選択をしましょう。

# ●後期高齢者医療保険の加入について

65歳に達した認知症の人に一定の障がいがある場合、居住区の区役所保険年金課の窓口に申請すると後期高齢者医療保険に加入することができ、医療費負担は1割または2割になる場合があります。自立支援精神通院医療と違い保険による全ての医療が該当します。申請しなければ適用になりませんので、65歳になりましたら該当する方は区役所の窓口へご相談ください。

一定の障害がある人…精神障害者手帳1、2級、障害年金1、2級、身体障害者手帳1~3級、4級の一部、 または療育手帳A判定の方

# ●介護保険料の納付について

65歳に達すると、原則、個人の年金から介護保険料が天引きとなります。しばらくの間は納付書(領収済通知書や払込取扱票)等で支払い、その後に年金からの天引きに自動的に切り替わります。年金天引きの要件に該当しない方の場合は引き続き、納付書等で支払うことになります。

支援事業

# 特別障害者手当について

- 1. 精神又は身体に著しい障がいがあるために日常生活で特別な介護を必要とする、在宅で生活している20歳以上の方に支給される手当です。
- 2. 支給要件は、以下の①から③の要件を満たす方です。
  - ①日常生活で常時特別な介護を必要とする方
  - ②在宅(自宅又はグループホーム、小規模多機能施設等)で生活している方
  - ③20歳以上の方
- 3. 認知症の人の場合は、歩行が可能な状況であっても、日常生活における動作や行動が自力では困難で、常時特別な介護が必要な状態である場合、申請の対象になります。 身体障害者手帳1級・2級程度の障がいが重複している場合又はそれと同等の疾病や障がいのある方が対象です。
- 4. 手当の支給額は月額28,840円(2024年度)です。支払時期は、毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。(金額は改定されます)
- 本人や同居する家族の所得が一定額を超えると手当の支給が停止されます。
  特別養護老人ホーム・介護老人保健施設などの施設入所や病院などへの入院期間が3か月を超えた場合は対象外となりますので申し出する必要があります。

# 申請手続き

- 申請は、居住区の区役所保健福祉課が担当窓口です。支給要件に該当するかについては、確認が必要です。
- 2. 申請に当たっては、特別障害者手当認定請求書のほかに、診断書などが必要となりますので、事前に 担当窓口で確認してください。
- 3. 医師に診断書の記載をお願いするときは、日常生活における介護を必要とする困難な状況(食事・排泄・衣服の着脱、家族・家族以外の人との会話、買物、身の危険や戸外での危険への判断)をありのまま伝えることが大切です。

#### [留意点]

- ●身体障害者手帳をお持ちの場合は診断書の提出を省略できる場合があるので、事前に担当窓口で確認してください。
- ●障害年金との併給が可能です。

# わたしの体験

●夫は59歳、アルツハイマーです。診断を受けてから7年経過しています。今は、会話も困難であり、食事、入浴、排泄などがすべて介助が必要で、要介護4になっています。歩行は手つなぎでデイサービスに通っていますが、常に本

人を看ながら目が離せない状態です。そんな中、特別障害者手当のことを知り、この手引きを持って窓口に行き、重度の認知症の特別な介護状態を話すと、申請書類をくれました。主治医も十分申請の対象になると診断書を書いてくださり、手続きができ、手当の支給が決定されました。重度になってくると、介護サービス利用料や介護に関わる費用がかさみ、経済的にこの手当は大変助かっています。

はじめに

### 税金の控除

# 税金の控除はあるの?

# 税金の控除について

所得税の確定申告をすれば、連動して住民税の申告になります。他方、老齢年金が400万円以下でその他の所得が20万円以下の人は確定申告の義務はありませんが、住民税申告をすることで住民税が減額となる可能性があります。その際、源泉徴収票に記載のない医療費控除・社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除などを申告することを忘れないでください。

# ●所得税・住民税の「障害者控除」について

- 1. 「障害者手帳」を取得している方は、所得税・住民税などの「障害者控除」の対象(12ページ)となります。
- 2. 手帳を取得していなくても要介護(要支援)認定を受けた方で一定の条件を満たす場合は、「障害者控除」の対象となります。居住区の区役所保健福祉課に介護保険被保険者証を持参し、「障害者控除対象者認定書」をもらい、確定申告は各税務署、住民税申告は各市税事務所で申告してください。
- 3. 障害の程度や介護度によって、障害者控除、特別障害者控除や同居特別障害者控除が適用され、所得税や住民税が控除されます。なお、低所得の方は、住民税が非課税です。

# ●医療費の控除について

本人及び同一世帯家族の通院・入院医療費及び通院交通費のうち、保険金などで補填された分を除く自己負担額の合計額が、総所得金額等の5%または10万円のいずれか低いほうの額を超えた場合、超えた額が確定申告や住民税申告をすることで、所得から控除されます。

- 1. 対象期間は前年の1月から12月までの1年間でその間に実際に支払った額です。
- 2. 確定申告は各税務署、住民税申告は各市税事務所で行います。

#### 介護保険サービスを利用している場合

居宅サービス計画(ケアプラン)に基づいて居宅サービスを利用した場合に、サービスの種類によって 自己負担額の全額または半額が医療費控除の対象になります。

- ※介護保険の「居宅サービス計画」が作成されている事が前提で、かつ、サービス提供事業者に通知されて実績が記録されていなければなりません。
- ※詳しくは各税務署にお問い合わせください。

自動車運転

# 医療費の助成はあるの?

# 自立支援医療費(精神通院医療)制度について

障害者総合支援法に基づき、精神に障がいのある方が精神障がい及び当該精神障がいに起因して生じた疾病に対して、通院治療に必要な費用を一部負担する制度です。

通院医療費は原則1割負担ですが、同じ健康保険に加入している世帯の収入や通院される方の症状により月額自己負担額の上限が設定されています。

病院、診療所以外に薬局、デイケア、訪問看護ステーションも該当します。

精神障害者保健福祉手帳と同時申請も可能です。

# 申請から利用できるまでの手続き

- 1. 居住区の区役所保健福祉課で「申請書」、「診断書」を受け取り、必要事項を記入の上、必要書類を添えて提出します。
- 2. 世帯の健康保険証、課税証明書等、源泉徴収票等、個人番号が分かる書類、身元確認のできる書類等が必要です。
  - ※保険証は「保険<u>証または健康保</u>険の内容が確認できるもの(資格確認書、資格情報のお知らせ等)」 に読み替えることになります。
- 3. 「精神障害者保健福祉手帳」と同時に申請する場合はその旨を医師に伝えてください。同時申請の診断書1通を提出します。認定の可否は「審査会」が行います。認定されると「自立支援医療受給者証」と「自己負担上限額管理表」が送付されます。
- 4. 利用できる医療機関は、指定自立支援医療機関に限定されています。申請する際、かかりつけ医または区役所の窓口で確認しましょう。指定自立支援医療機関を変更する場合は、医療機関の変更手続きが必要になります。
- 5. 有効期間は1年間で、継続の方は再認定の手続きが必要です。診断書の提出は治療方針に変更のない場合は、2年に1回となります。

# 重度心身障がい者医療費助成制度について

- 1. 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人は「重度心身障がい者医療費助成」の対象になります。 ただし、65歳になった場合、後期高齢者医療制度への加入が必要になります。
- 2. 医療機関等にかかった時の通院医療費のうち、診療科目にかかわらず病気やケガで受診した保険診療の自己負担額の一部を助成します。なお、令和6年8月以降は、新たに入院医療費も助成の対象となりました。
- 3. 申請手続きは、「保険証」と「精神障害者保健福祉手帳」を持って、居住区の区役所保健福祉課で「重度 心身障がい者医療費受給者証」の交付申請を行います。
- 4. 所得制限がありますので、区役所の窓口で確認してください。

# 医療費に関する助成

# 高額医療合算介護サービス費制度

1か月にかかった介護保険の自己負担額が高額になった場合は、「高額サービス費」(9ページ)が、医療保険の自己負担額が高額になった場合は「高額療養費」が申請によりそれぞれ支給されます。これに加えて介護保険と医療保険の負担合算額が著しく高額になる場合には申請により負担額の一部が払い戻されます。

### 1. 利用者負担限度額

所得や年齢によっても基準額が異なります。医療保険や介護保険の窓口で確認しましょう。

### 

- ・居住区の区役所の介護保険の担当窓口で「介護自己負担額証明書」の交付を受けます。
- ・加入している医療保険の窓口に「介護自己負担額証明書」を持参し申請します。
- ・介護保険と医療保険から支給されるので申請から支給までに一定の時間がかかります。

# 医療費の高額療養費の支給

1か月の医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合は、その超えた額を後から高額療養費として支給されます。加入している医療保険の窓口に申請が必要です。保険適用の歯科治療やマッサージ、訪問看護、補装具等の自己負担額も合計できます。

# 毎日は四日の日

#### 訪問診療

継続的に医療が必要にもかかわらず通院が困難となった場合、在宅で訪問診療を受けることができます。札幌市医師会のホームページでは、認知症の方の訪問診療に対応可能な医療機関の検索ができる「在宅療養情報マップ」を公開しております。(https://www.spmed.jp/home-map/)

# 在宅医療ガイドブック

長期の療養を必要とする際や、人生の最終段階を迎える際に、医療についての選択を考えるための手引きとして在宅医療ガイドブックが作られています。各区役所、各区区民センターなどに置かれています。また、札幌市のホームページでダウンロードできます。



# 仕事について、どんな支援制度があるの?

受診・診断 🔪

就労を継続するとき

・休職するとき 🧪 退職するとき

はたらく場を探す

主治医 家族に相談 産業医・人事担当者 等に相談 傷病手当金 障害者手帳 医療費助成

ハローワーク 健康保険の切替 障がい福祉サービス の利用相談

若年性認知症の診断を受けても、すぐに退職することはありません。ただ、本人はこれからどうしたいのか、はたらき方が変わっても続けたいのか、など考え主治医や家族と相談しましょう。また、職場の理解や協力について相談しましょう。就業規則の確認もしておきましょう。

#### ●就労を継続するとき

- ・職場の人事・健康管理担当者・産業医等に今の思いや希望などを相談し、働く手立てなどについて話し合いましょう。病気のためにできないこともあります。降格や仕事内容の変更などがあったとしても、日々の生きがいや張り合いを持って働くことはリハビリにもなります。職場の理解と協力を得る方法など具体的に相談しましょう。
- 障害者雇用促進法により、精神障害者保健福祉手帳(11 ページ)を持っていて働く意欲のある人は障害者法定雇用枠で働くことができる場合もあります。

#### ●休職するとき

• 傷病手当金の申請

職場の医療保険(健康保険組合・全国健康保険協会・各種共済保険などの健康保険)に加入している本人(被保険者)が若年性認知症で働けなくなり、連続する3日を含み、4日以上会社を休んだ場合で給料の支払いがない時に支給される制度です。

国民健康保険にはこの制度はありません。休職4日目から通算して最長1年6カ月支給されます。1年以上職場の医療保険に加入していた人で、傷病手当金受給期間中に定年など退職になる場合は退職前に手続きしましょう。

#### ■退職するとき

- ・退職後の「健康保険の加入」選択について ①任意継続 ②国民健康保険加入 ③家族の健康保険に加入 のパターンがあります。 各制度の保険料等を確認し、選択しましょう。
- ●退職し、新たな「はたらく場」を探す
  - ●ハローワークで職業相談、求職活動をする
  - 職業相談では求人情報を得る、就活セミナーを受ける、再就職の心構えや企業の面接などの相談をすることが出来ます。
  - 基本手当を受給する

雇用保険の被保険者が離職後に、失業中の生活を心配しないで新しい仕事探しをする為に支給されるものとして、基本手当(以前は失業保険)があります。

基本手当を受給するには、働く意思・能力はあるが失業状態にあること、離職前の被保険者の期間の条件を満たすことが要件です。①ハローワークで求職の申込をし、受給資格者の認定を受ける②雇用保険受給者初回説明会に参加 ③原則として4週に1回ハローワークへ行き、求職活動をする、④その実績を申告 ⑤失業認定を受け、基本手当金を受けることが出来ます。

就労支援

#### ●北海道障害者職業センター(地域障害者職業センター)で相談

札幌市と旭川市の2ヵ所に配置されています。ハローワークや地域の就労相談機関と連携して、障がい者に対する専門的な就労相談や能力評価などを行っています。また必要な人には本人の職場で個別の就労支援を一定期間行うジョブコーチの派遣をします。

#### ●障がい者就業・生活支援センター

就業及び日常生活の支援を必要とする障がい者に対し、一般企業への就職、または雇用の継続に関する電話・来所相談、就職に向けた準備支援など実施しています。

#### 障がい者就業・生活支援センター相談先

事業所名	所 在 地	電話番号
就業・生活応援プラザとねっと ※	中央区北1西20 ラントレボー601	<b>☎</b> 011-640-2777
就業·生活相談室からびな ※	北区北17西4 藤井ビル北17条Ⅰ 301号室	<b>☎</b> 011-768-7880
就業・生活相談室しんさっぽろ	厚別区厚別中央3の3 システムコート新札幌106号室	☎011-887-7075
就業·生活相談室テラス ※	豊平区豊平8の11 ラフェリア豊平公園1階	☎011-598-9394
札幌障がい者就業・生活支援センターたすく	北区北10西1 LEE北10条ビル303号室	☎011-728-2000
※地域活動支援センター設置施設		

#### ●障がい者相談支援事業所

各区に委託相談支援事業所が配置されています

障がいのある方の最初の相談窓口として必要な情報提供や障がい福祉サービスの利用援助をしています。最寄りの事業所に相談しましょう。

ガイドブックは札幌市ホームページから見ることができます



#### 障がい福祉サービスの活用

\* 就労継続支援事業所とは

就労継続支援事業所には A 型(雇用型)と B 型(非雇用型)があります。どちらも、就労の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上を目指すことが目的となります。

#### 就労継続支援事業A型

- ●雇用契約を結ぶ就労形態
- 最低賃金以上の給与が支払われる
- ●65歳未満の方が対象となる
- ●利用期間の定めはない

#### 就労継続支援事業所B型

- ●雇用契約を結ばない就労形態
- ●最低賃金保証はないが、仕事をした分の工 賃が支払われる
- ●年齢制限・利用期間の定めはない